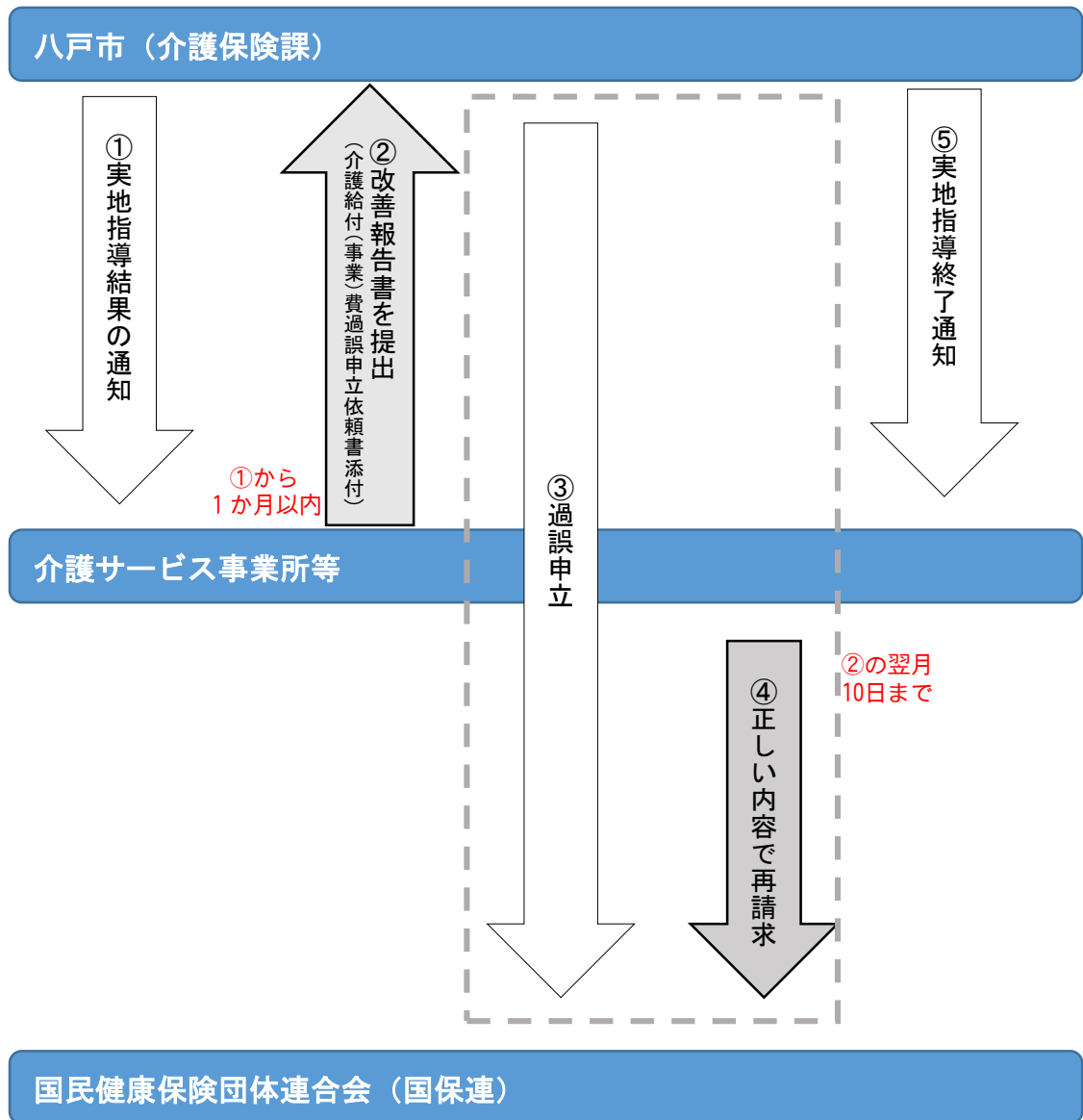


実地指導後の流れ



【留意事項】

- ①実地指導結果通知に添付の「指導事項一覧」において改善報告が必要な事項を確認してください。
- ②改善報告書には、指摘事項についての改善内容、及び自主点検結果（正当・過誤等）を記載するほか、過誤調整による介護報酬の返還を行う場合は、「介護給付（事業）費過誤申立依頼書」を添付してください。
(保険者が他市町村の利用者については、それぞれの市町村に過誤申立依頼をしてください。)
- ③八戸市は、過誤申立依頼書を受理した翌月に国保連へ過誤申立を行います。保険者が他市町村の場合は、それぞれの市町村に確認してください。
- ④事業所は、保険者が過誤申立を行った月（②の翌月10日まで）に再請求を行ってください（「同月過誤による調整」といいます）。
- ⑤八戸市は、改善報告書の内容を確認し、実地指導終了したことを通知します。

※利用者負担（1割又は2割分）の返還については、利用者又は家族に十分説明した上で行ってください。
(八戸市への報告は不要です。)